

# 第9章 文化財の防災・防犯対策

## 1 防災・防犯に関する課題と方針

### (1) 想定される災害（自然災害・人的災害）

#### ① 火山災害

富士山は、過去盛んに噴火活動を繰り返し、宝永4年（1707）の宝永噴火を最後に、しばらく噴火活動を休止しています。しかし、平成12年（2000）10月から平成13年（2001）5月にかけて低周波地震が多発し、活火山であることが再認識されました。

本市では噴火による直接的な被害は記録されていませんが、活火山である富士山が将来火山活動を再開する危険性は十分考慮しなければなりません。



写真9-1 文化財防火デーの防災訓練  
(浅間大社)

#### ② 地震災害

静岡県は有史以来たびたび大きな地震による災害に見舞われています。駿河湾から遠州灘には海洋プレートの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきました。

陸域には糸魚川・静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、本市周辺には富士川河口断層帯や伊豆半島に分布する多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させました。

本市では安政元年（1854）に発生した安政東海地震の際に、家屋倒壊と白鳥山崩落の被害が記録されています。

本市に影響を及ぼす地震として、駿河トラフ、南海トラフ沿いを震源域とする地震が第一に挙げられます。特に今後30年以内の発生確率が「80%程度」とされる、南海トラフ沿いの大規模地震（マグニチュード8～9クラス）は、発生すれば大きな被害が想定され、さらなる備えが必要とされています。

これに加えて神奈川県西部を震源域とする地震や山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動などにも注意を払っていく必要があります。

#### ③ 複合災害・連続災害

本市は、駿河トラフで発生する海溝型地震と連動して、富士川河口層帯が活動することが推定されていることから、連動し活動した場合と、独立で活動した場合を想定しておく必要があります。また、過去に、宝永4年（1707）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあるため、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要があります。

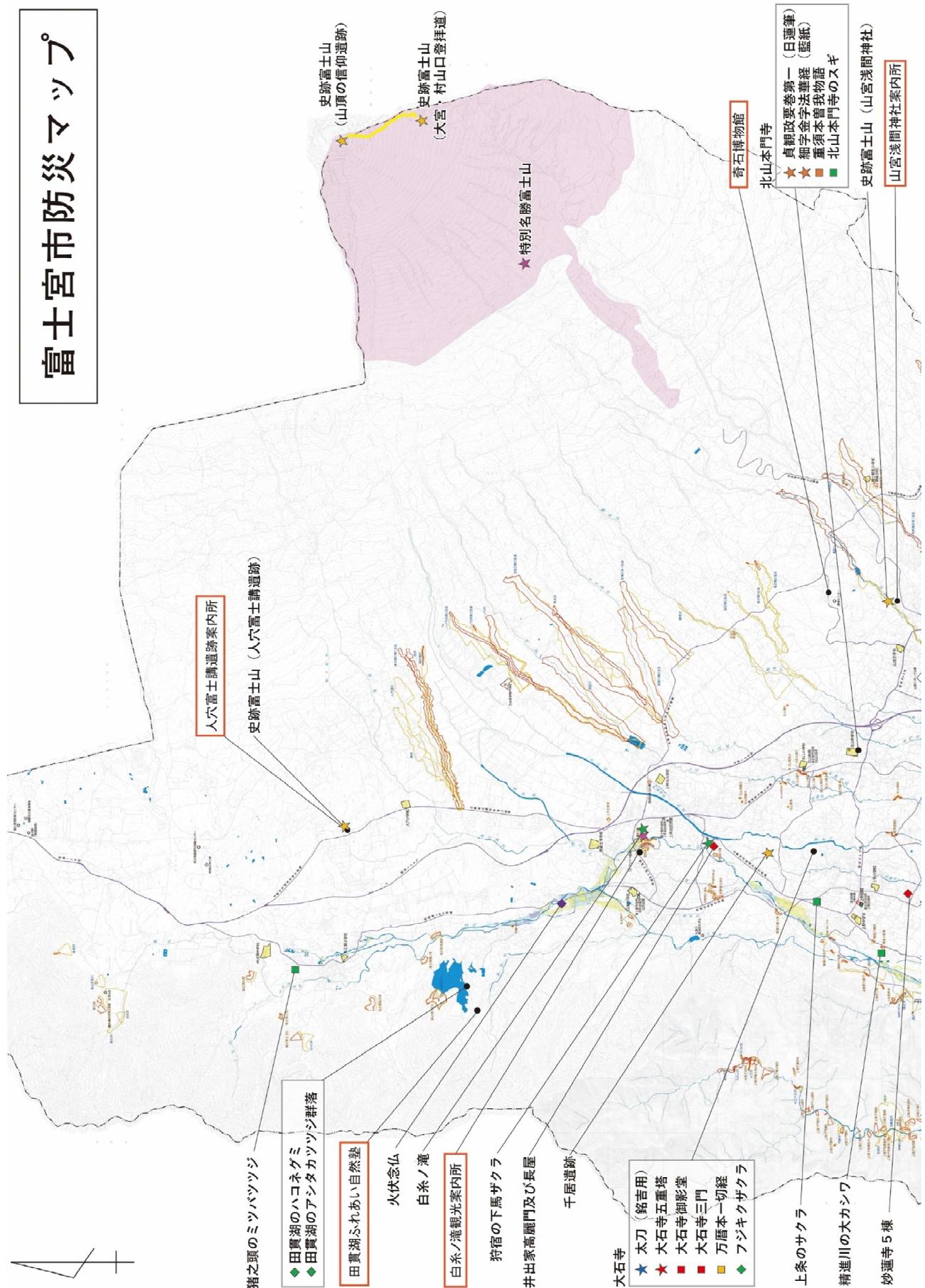


図 9-1 指定等文化財・文化財関連施設がおかれている状況（1）(提供：株式会社中央ジオマチックス)

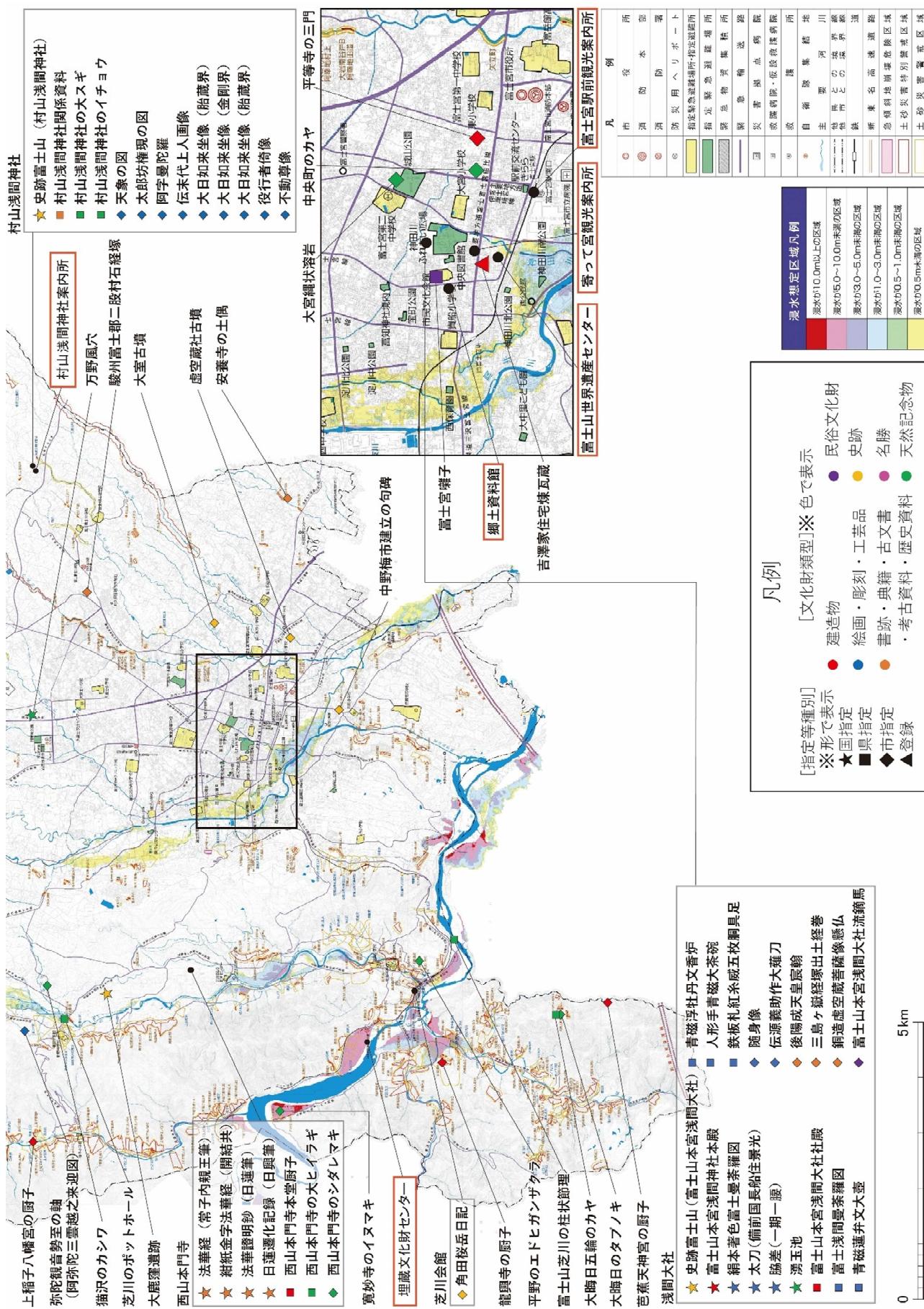


図9-2 指定等文化財・文化財関連施設がおかれている状況(2)(提供:株式会社中央ジオマチックス)

#### ④ 風水害

富士山や天子山地などに降った雨は潤井川に集まり、富士宮市街地に流下することから、かつては水害が頻発していました。現在は星山放水路の整備などにより、排水能力が向上し、最近は規模の大きい水害は起こっていません。

しかし近年温暖化に伴い大型台風の発生も多くみられ、強風による天然記念物の樹木や文化財指定地内の樹木の折損・倒木、建造物の破損などが発生しています。

集中豪雨による浸水の被害は、近年市域では文化財に影響が及んだ事例はありませんが、平成 10 年には異常湧水により湧玉池周辺が水没する被害が発生しています。今後被災の可能性も想定されます。

#### ⑤ 土砂災害

本市では 408 箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、崩壊（斜面崩壊、がけ崩れ）・土石流・地すべりが発生すると考えられています。特に大きな被害を生んできたのが、大沢崩れに代表される富士山の放射谷です。天保 5 年（1834）には、本市を含む富士山麓の広域で大規模な雪代災害が発生し、現在の市街地にまで被害が及びました。さらに明治時代以降も、特に大沢崩れによる土石流の流下が発生し、流域に被害を及ぼしてきました。

このため、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域が指定され、国、県、市が砂防事業や治山事業を進めています。

また、市北東部の富士山からの沢や、崩壊が多い市西北部の天子山地や芝川地区などでも、防災対策の実施と大雨時の避難対策などが必要とされています。

#### ⑥ 火災

平成 31 年（2019）4 月 15 日に発生した、世界遺産である、フランス、パリのノートルダム大聖堂の火災、さらには、令和元年（2019）10 月 31 日に発生した沖縄県那覇市首里城跡（国史跡・世界遺産構成資産）の火災は世界に衝撃をもって受け止められており、建造物などにおいては防火対策が必要とされています。

本市では明治時代以降、大宮町大火（昭和 7 年（1932））をはじめ、住宅が密集する市街地で大規模火災が発生しています。中心市街地は第 1 章・第 8 章の通り、指定等・未指定問わず文化財が集中しているエリアであるため、特に注意が必要です

#### ⑦ 盗難・き損

近年、未指定を含めた、仏像などの美術工芸品の盗難被害や、落書き、液体散布などの悪質な文化財建造物のき損が多発しています。文化財の中には、集落から離れた場所に所在するものもあります。これらについて、事前対策や発災時の文化財への対応が具体的になっています。

過去に市内においても文化財の盗難事案が発生したこともあり、一部の指定等文化財については市や所有者の負担で防犯対策を講じていますが、人口が減少傾向にあることから、人の目の届く範囲が狭まり、今後盗難などのリスクが高まることが予想されます。

## (2) 課題・方針

**課題①** 本市の自然災害に対する総合的な防災対策を定めた「富士宮市地域防災計画」では、文化財の地震災害予防対策の推進について言及していますが、個々の所有者などがその耐震性の向上と安全性の確保を行うとしており、対策ができているか、その内容が適切かどうか把握できていません。火災対応や盗難・毀損などの人的被害に対する防犯対策については検討できていません。

⇒**方針①** 所有者などと連携して指定等文化財の現況を把握するとともに、ハザードマップや市で行っている調査の結果などを参考にその文化財が抱えるリスクを把握します。その内容を踏まえ所有者などと協力して、防災・防犯対策や発災時の対応についてのマニュアルを作成します。

**課題②** 火災や盗難などによる被害については、防火・防犯のための設備の整備が一部の建物にとどまっています。

⇒**方針②** 個々の指定文化財が抱えるリスクに応じて、所有者などに対し適切な防火・防犯のための設備整備や定期的な点検を促します。

**課題③** 文化財防火デーに合わせた消防訓練や漏電検査の実施が、一部の指定文化財にとどまっています。所有者や市民などへの防災・防犯意識の普及啓発が不十分です。

⇒**方針③** 文化財防火デーに合わせた消防訓練・漏電検査を継続するとともに、所有者へ防災・防犯意識の普及啓発を強化します。

**課題④** 発災時における消防本部など関係機関や、静岡県文化財等救済ネットワーク会議などの連携体制が構築できていません。

⇒**方針④** 発災時における消防本部など関係機関や、静岡県文化財等救済ネットワーク会議などの連携体制を事前に構築します。

**課題⑤** 発災時の文化財の保全や応急措置、復旧・修復などについて体制の確保がでておらず、その手法についての知識や情報が不足しています。

⇒**方針⑤** 発災時に文化財を保全するための体制の構築や、関係団体との知識・情報の共有を勧めます。

## 2 防災・防犯に関する措置

防災・防犯の措置については、『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』（以上、文化庁）、『静岡県文化財防災マニュアル』を踏まえ、「富士宮市地域防災計画」に沿って措置を定めます。

表 9-1 防災・防犯に関する措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
①	1	文化財防災・防犯マニュアルの作成	ハザードマップや地下水調査の情報などを元に指定文化財が抱えるリスクを明らかにし、文化庁や県のマニュアル・市の防災計画に基づき、所有者などと協力して防災・防犯対策や発災時の対応についてのマニュアルを作成する。		○		○	◎	文化 (危機) (予防) (花緑)			
②	2	防災・防犯設備整備・点検の推進 (継続)	指定文化財建造物や指定文化財を保管する施設に対し、消防法令に基づき消防設備の点検を実施します。また必要に応じて補助金などで支援をします。	○	◎	○		◎	文化 予防 (国県)			
③	3	文化財防火デーにおける訓練の実施 (継続)	指定文化財所有者・市消防本部と協力して火災を想定した訓練や、火災予防上の立ち入り検査を実施。		◎	○		◎	文化 予防			
③	4	文化財に対する防災・防犯意識の普及啓発・強化	市民や文化財所有者、保存・活用に関わる団体などに対して、広報や新聞などを活用して啓発を行う。	○	○	○		◎	文化			
④	5	消防本部など関係機関・静岡県文化財等救済ネットワーク会議などとの協力体制の構築・情報共有の推進	発災時における消防本部など関係機関や、静岡県文化財等救済ネットワーク会議などとの連携体制を事前に構築する。		○	○	○	◎	文化 (危機) (予防) (県ネット)			
⑤	6	県文化財レスキュー・防災関係団体との連携構築	発災時の文化財被害への対応にあたって、協力を得ることができる体制を構築する			○	○	◎	文化 (県ネット)			
⑤	7	被災した文化財の保管方法の検討	文化財を発災時に緊急的に避難させ、応急措置を施すための場所や、発災時の保管方法を検討する。	○	○	○	△	◎	文化 (県ネット)			

### 3 防災・防火・防犯の推進体制

富士宮市に存在する文化財について、自然災害や人為的な事故・事件などが発生した場合には、以下の図に示すフローチャートに沿って迅速に対応することとします。

また、文化財の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、関係機関との連携のもと、防災・防犯対策を実施していきます。

さらに、文化財の所有者・地域住民・富士宮市（教育委員会・消防署）などの連携により、体制の強化を図っていきます。

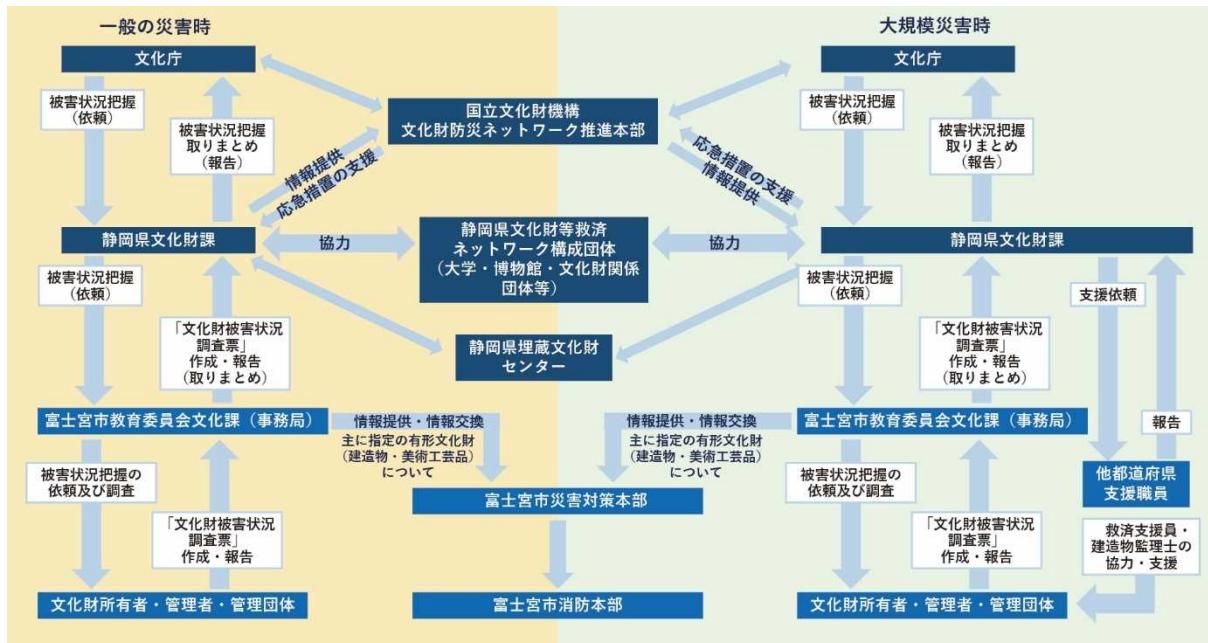


図 9-3 災害発生時のフローチャート

**※1 静岡県文化財等救済ネットワーク** 平成 24 年（2012）3 月に静岡県が立ち上げた、文化財などの救済を目的とする関係団体によるネットワーク。大学研究室、博物館関係団体、NPO、各種学会、関係業者、市町文化財行政主管課などが加盟しており、定期的に情報共有会議を開催しています。発災後には、県文化財課が事務局となり情報提供及び支援依頼を行うとともに、支援調整を行います。

**※2 静岡県文化財等救済支援員** 平成 24 年（2012）11 月に静岡県が登録を開始した、文化財などの救済活動にかかるボランティア人材。有形文化財の取扱いなどの実践的な技術を学ぶ講座を毎年定期的に開催して、個々のスキルアップを目指しています。

**※3 静岡県文化財建造物監理士** 静岡県では、歴史的建造物を調査し、地震などの災害から守るための人材を養成する講習会を平成 22 年度（2010）から実施し、静岡県文化財建造物監理士への登録を進めています。同監理士は、歴史的建造物の耐震に関する予備診断のほか、発災時には被災した歴史的建造物の危険度判定や応急措置に取り組んでいます。

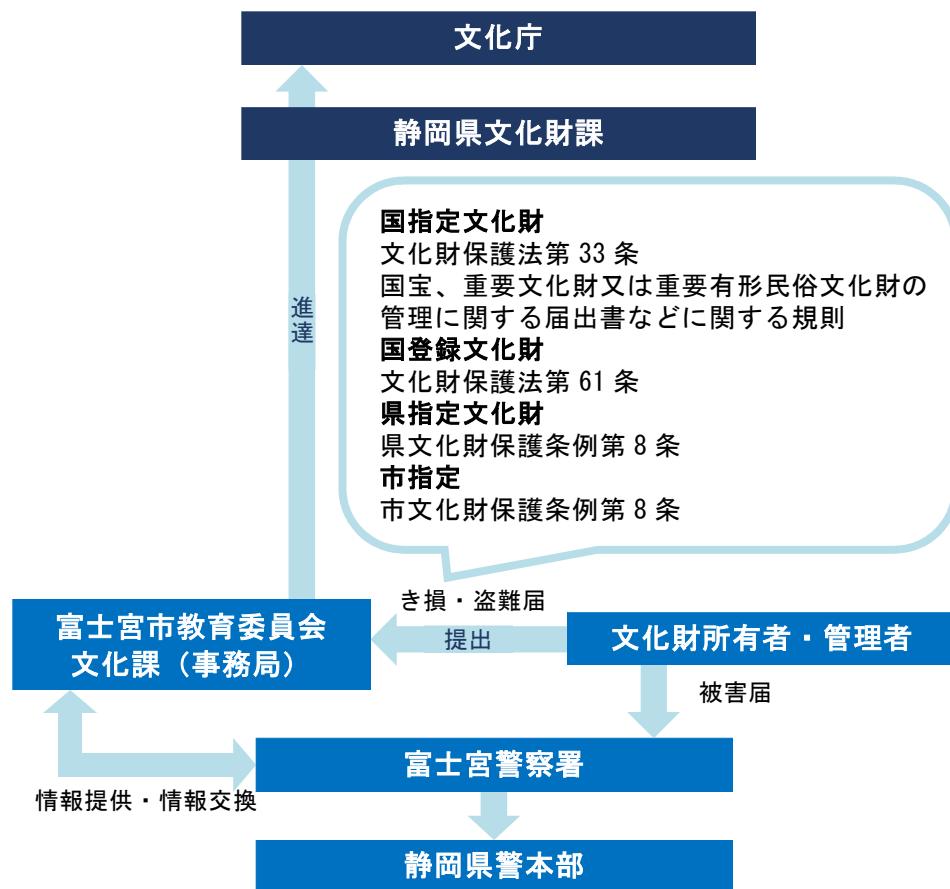


図 9-4 盗難・き損発生時のフローチャート